

# 淡路調整池小水力発電事業者募集要領

平成30年8月  
淡路広域水道企業団

## 淡路調整池 小水力発電事業者募集要領

### 1 事業の概要

淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）では、小水力発電や太陽光発電などの導入促進など再生可能エネルギーの活用をすすめています。

このたび、企業団の公有財産の活用を図るとともに、未利用エネルギーの有効利用を目的として、小水力発電事業を実施する事業者を募集いたします。

本要領に従って選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、当該地に小水力発電設備を設置し、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「再エネ特措法」という。）に基づき、発電した電気を電気事業者に売却していただきます。

### 2 対象とする施設

淡路調整池 淡路市岩屋 3542-13

詳細は「別紙 1 対象とする施設（淡路調整池）」のとおり。

### 3 施設使用条件

#### (1) 用途指定

小水力発電設備の設置及び運営の用途のみに使用するものとし、その他の目的に使用することはできない。

#### (2) 使用期間

行政財産使用許可を受けた日から 1 年間。ただし、選定事業者が引き続き使用許可を申請する場合、次の各項を通算した期間を限度として、毎年使用許可を受けることができるものとする。

ア 行政財産使用許可日から小水力発電設備による電気の供給が開始されるまでの期間

イ 小水力発電設備による電気の供給が開始されてから 20 年間

ウ 原形復旧にあたる期間

#### (3) 小水力発電設備設置に係る仕様及び条件等

ア 本事業の設置運営主体

選定事業者（共同企業体を含む）は、設置及び運営を行うものとする。

イ 企業団の関与

企業団の本事業への関与は、事業実施に必要な場所の土地使用及び管路を流れる水の余剰エネルギーを提供する。

ウ 実施場所の諸条件

(ア) 利用可能水量

・淡路調整池流入量 約 12,500m<sup>3</sup>/日（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の平均値）

ただし、流入量は、今後の水需要の動向により変動する可能性がある。

- ・現状では、日常の受水量の幅は、約 250 ～ 約 700m<sup>3</sup>/h である。

なお、水車（発電機）側で入水量を確保できない場合は、バイパス等を設けるか、既設流量制御設備で補うなど、日常の流入量を確保できる設備とすること。

(イ) 有効落差

約 3.5 m

(ウ) 場所

淡路調整池流入管 φ 500（地下配管室）

(エ) 流体

水道水（飲料水）

(オ) その他

淡路調整池は、南あわじ市神代にある三原浄水場の中央監視室（テレメータ・テレコントロールシステム）から遠隔操作・監視を行っている施設である。

※利用可能水量と有効落差については、将来的に約 21,000m<sup>3</sup>/日、有効落差約 4.4 m になる可能性があるため、その場合も検討を行う。

(4) 小水力発電設備の規模

設置する小水力発電設備の規模は、選定事業者の提案によるものとする。

(5) 発電開始時期

発電開始時期は、平成 30 年度下半期を目安とするが、選定事業者との協議により開始時期を決定する。

(6) 施設利用料

施設利用料は、発電電力量 1 kWh あたり 2 円以上（消費税及び地方消費税を除く、10 銭単位）とし、事業者の提案によるものとする。

(7) 許可使用料

貸付けする土地・設備等の使用料については、以下のとおりとする。

ただし、企業団は、条例の改正、その他経済事情の変動等により、この許可使用料が適正でないと判断した場合は、使用期間中であっても、許可使用料を変更することができる。

ア 制御盤及び変圧器等の設置に係る許可使用料

屋内外の設置を問わず、淡路広域水道企業団行政財産使用規程（平成 17 年 4 月規程第 2 号。以下「行政財産使用規程」という。）第 6 条に基づくものとする。また、建柱については、行政財産使用規程別表（第 6 条関係）の電柱類に係るものに該当するものとする。」

イ 管類に係る許可使用料

行政財産使用規程別表（第 6 条関係）の水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものに該当するものとする。

ウ 消費税の取扱い

屋外設置に係る許可使用料については、土地の土地使用に該当するものとして取り扱う。(消費税は課さない。)

(8) 企業団への施設利用料の支払い

施設利用料に関する支払いについては、企業団との協議にて別途定める。

(9) 本事業を行うに際しての条件等

ア 関係法令を遵守すること。

イ 募集内容を遵守すること。

ウ 本事業を継続して実施できる適切な計画内容、資金収支計画とすること。

エ 小水力発電設備の仕様、施工方法は、構造上安全で既設構造物を損傷する恐れがないこと。

オ 小水力発電設備の設置工事にあたっては、事前に水道施設の利用や安全に支障が無いよう企業団と十分協議すること。

カ 選定事業者は、年間発電量及び流量データを各年度終了後、速やかに企業団へ報告すること。

キ 小水力発電設備の設計、設置、維持管理、発電事業終了後の原形復旧及び各種手続き等にかかる一切の費用は選定事業者が負担すること。

ク 事業用電気工作物に係る届出・管理等が必要な場合は、選定事業者が行うこと。その他、本事業に必要な関係法令に基づく申請及び諸手続き等は、全て選定事業者の責務で行うこと。

また、電気主任技術者の選任が必要な場合は選定事業者にて必要な有資格者を確保すること。

ケ 選定事業者は、小水力発電設備の建設時及び運転開始後に発生した事故や維持管理上の障害等について、直ちに企業団へ連絡すること。また、企業団から事故等の連絡を受けた場合、直ちに対処すること。

コ 建設・維持管理時、配水場内に立ち入る者は、身の衛生に十分注意するとともに調整池を汚さないようにすること。

サ 設置に伴う工事の作業員について、糞便検査（赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラ他）を受検し、検査結果を報告すること。なお、糞便検査の有効期限は6ヶ月以内のものとし、以後も継続して立ち入る場合は、有効期限内に次の期間（以後は6ヶ月ごとに行う）分の検便結果を企業団へ提出すること。

シ 選定事業者が水道施設に損傷・損害を与えた場合、水質や水道水の供給に著しく影響を及ぼした場合、発電設備等の設置及び管理に関する瑕疵により水道施設等に損害を与えた場合、その他選定事業者の責めに帰すべき事由により企業団が損害を被った場合は、選定事業者がその損害を賠償する義務を負うこと。

ス 電源の停止時及び発電設備異常時等、停電時に水撃作用（ウォーターハンマ）を防

止するなど急激に流量を変化させない機能を有していること。

セ 三原浄水場の中央監視室に小水力発電設備の運転状況及び故障表示の監視データを常時提供し、三原浄水場の中央監視室にて緊急停止が可能なものとする。24時間監視できるとともに、商用電源が停止した場合であっても非常電源等により監視制御が可能な仕組みを有するものとする。

ソ 水道水は、発電機（水車）を介して調整池に流入させることから、水質に悪影響を与えない材料並びに構造を有する機材を使用すること。

なお、使用材料については、事前に企業団の承諾を得ること。

タ 前各号以外に生じた事案や課題等については、企業団と協議を行うこと。

#### (10) 運用上の条件等

ア 事業の計画及び実施に際しては、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他関係法令を遵守すること。

イ 発電で使用する流量は、調整池の流入流量制御に影響を与えないものとする。

ウ 日常的な発電に使用する流量の決定権は企業団、日常的な発電設備の運転・停止に係わる決定権は選定事業者が有する。なお、選定事業者は常に適正な発電設備の運転管理を行うこと。

エ 水道水の供給に著しく影響を及ぼした場合、または及ぼす可能性がある場合には企業団と協議を行い、必要に応じ選定事業者の責任において発電設備を撤去し原形復旧すること。

オ 企業団にて淡路調整池における施設及び機器類等の更新や修繕の際は、協議のうえ対応すること。

カ 企業団が施設の維持管理等を行うときは、選定事業者は必要な協力を行うこと。

キ 企業団が水道施設の維持管理等を行うため、発電機（水車）前後の電動弁又は手動弁を一時的に開閉操作することがあるが、その場合は事前に連絡なくとも行うことを可能とする。

ク 前各号以外に生じた事案や課題等については、企業団と協議を行うこと。

#### (11) その他の条件

ア 事業を実施するうえで関連する施設の改造や整地等が必要になる場合、企業団の承諾のうえ費用は選定事業者の負担とする。

イ 本事業に伴う設備等は、事業終了時に選定事業者の負担と責任において速やかに原形復旧すること。なお、事業継続等を希望する場合は、企業団との協議により事業更新を認める場合がある。

ウ 発電設備を電力会社の系統に連系するために発生する工事負担金やその他費用及び設備認定に関する費用等は、選定事業者の負担において自ら実施するものとする。

エ 選定事業者が事業契約に定める義務を履行しない場合には、契約を解除することがある。

- この場合、選定事業者の責任と負担により速やかに原形復旧し返還すること。
- オ 選定事業者が発電事業を継続できなくなった場合、選定事業者が選定し、企業団が適切と認めた事業者に、権利および義務を継承させることができるものとする。
- カ 事業実施中の紛争等に関しては、企業団では責任は負わない。選定事業者として責任ある立場で解決すること。
- キ 前各号以外に生じた事案や課題等については、企業団と協議を行うこと。

(12) リスク分担

リスク分担は、別表リスク分担表に記載した内容とする。

(13) 留意事項

- ア 関連産業の育成を図るため、設置する発電設備については、国産製品（国内メーカーが海外で生産したものを含む。）の使用に努めること。
- イ 小水力発電の普及啓発に資する施設として、発電状況等データの公表に努めること。
- ウ 設備等の設計・建設工事にあたっては、次の事項に留意すること。
- (ア) 発電事業者としての専門知識、水道事業付帯施設としての専門知識が求められることから、本事業の企画・設計及び施工について配置技術者として有資格者（予定でも可能）を配置すること。
- (イ) 工事期間中、調整池への全面的な流入停止は 4 時間程度とし、設置方法を検討すること。
- (ウ) 発電設備の設置に伴い、流量・圧力の監視や弁の開閉操作など運転監視に著しい影響を与えないこと。
- (エ) 工事に際しては、既存の水道施設に損傷等を与えないよう十分に留意すること。
- (オ) 周辺環境に配慮し、良好な環境創造に努めること。
- (カ) 再生資材・環境負荷の少ない機材（排ガス対策型、低騒音型等）の使用、環境負荷の少ない工法の採用に努めること。
- (キ) 設置工事に伴う一時停水、洗管などの水栓操作は企業団において行う。
- (ク) コンクリート・アスファルト塊、その他廃材等の発生抑制とリサイクルの推進に努めること。

4 応募方法

本事業に参加を希望する事業者は、下記の提出書類を提出すること。工務課で参加資格の審査を行い、その結果の通知を行う。調整池小水力発電事業者応募申込書等は、本募集要領に添付している様式をダウンロードして利用できる。

(1) 応募期限 平成 30 年 8 月 30 日(木)

〔提出書類〕（以下「応募書類」という。）

- ア 淡路調整池小水力発電事業者応募申込書（様式 1）
- イ 印鑑証明書（原本のみ）
- ウ 登記事項証明書（登記簿謄本又は登記事項に関する「履歴事項全部証明書」）（写し

可)

エ 誓約書 (様式2)

オ 小水力発電設備設置若しくは運営に関する実績書 (様式3)

グループで応募する場合または実績が複数ある場合、代表的なもの1件について提出すること。

カ グループの概要、委任状及び使用印鑑届 (グループで応募する場合のみ) (様式4) (様式5)

グループで応募する場合、提出書類イ～オについて構成員すべての書類を提出すること。

(2) 応募書類の提出場所 (工務課)

南あわじ市神代浦壁 792-6

淡路広域水道企業団工務課

電話番号 0799-42-5896, F A X 番号 0799-42-7329

(3) 応募書類の提出方法

応募書類の受付

工務課に提出すること。なお、応募書類が全て揃ってない場合は受け付けできないものとする。 ※ 郵送等による応募書類の提出は、可能とする。

(4) 参加資格審査結果の通知 平成30年9月3日(月)

審査対象となった全ての応募事業者の担当者様へ電子メールにて通知する。

(5) 現地見学申込み期限 平成30年8月30日(木)

ア 提出方法

持参、郵送、FAXにより提出可とする。持参の場合、書類の受け付けについては応募書類と同様とする。なお、郵送、FAXの場合は、受付期間中であれば随時受け付けるが、郵送の場合は、期限内必着とする。

イ 注意事項

現地見学の参加希望者は、淡路広域水道企業団小水力発電事業者募集現地見学申込書(様式6)で事前申込みすること。指定日時以外の見学はできないものとする。

なお、現地見学への参加は、本募集の参加資格の要件ではない。

※ 現地見学申込みは、応募書類を提出した事業者のみとする。

(6) 現地見学

淡路調整池 平成30年9月4日(火) 午前10時から 又は 午後2時から

現地集合(集合場所は別途通知)とし、1事業者あたり自動車1台、4人以内とする。なお、見学時に個別の質疑は受け付けられないものとする。

(7) 質疑の受付期間 平成30年8月30日(木)午前9時から9月6日(木)午後5時

ア 提出方法

質疑がある場合は、質疑書(様式7)にて提出すること。

持参，郵送，FAX より提出可とする。持参の場合，書類の受け付けについては応募書類と同様とする。なお，郵送，FAX の場合は，受付期間中であれば随時受け付けるが，郵送の場合は，期限内必着とする。

#### イ 注意事項

面談，電話等による質疑は受け付けない。

※ 参加申込書の提出のない者の質疑は受け付けない。

(8) 質疑の回答 平成 30 年 9 月 13 日(木) 午後 5 時

上記日時までに，全質疑の回答を FAX で送ります。

#### 5 入札

(1) 施設利用料提示書の記載・封入

ア 施設利用料提示書(様式 8) に必要事項を記載し，実印を押印すること。

イ 「施設利用料提示書提出用封筒」(様式自由) に事業者名を記載し，「施設利用料提示書」のみを入れて，封をして実印で割印をすること。

(2) 施設利用料提示書の提出

提出日時に，施設利用料提示書提出用封筒を工務課まで持参のこと。

提出日時 平成 30 年 9 月 18 日(火) 午後 1 時から午後 2 時

#### 6 開札

下記の日程により，開札を行うものとする。なお，開札への参加は任意とする。ただし，本事業参加者以外が開札会場へ入場することはできない。

(1) 日時

平成 30 年 9 月 18 日(火) 午後 2 時

(2) 場所

南あわじ市神代浦壁 792-6

三原浄水場 大会議室

(3) 選定事業者の決定

有効な入札のうち，最高の施設利用料をもって入札した者を選定事業者とする。

ただし，その入札が無効となった場合は，有効な入札のうち次に高い施設利用料をもって入札した者を事業者とする。

※同価の場合

落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは，直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とする。

ア 施設利用料提示書が所定の日時を過ぎて提出されたとき。

イ 施設利用料提示書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

ウ 施設利用料提示書に記名及び押印がないとき。

- エ 2通以上の施設利用料提示書を提出したとき。
- オ 代理人による施設利用料提示書の提出の場合において、委任状を提出しないとき。
- カ 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して施設利用料提示書を提出したとき。
- キ 入札者の資格のない者が施設利用料提示書を提出したとき。
- ク 淡路広域水道企業団から交付された施設利用料提示書以外を提出したとき。
- ケ 鉛筆、シャープペンシルなどその他の訂正の容易な筆記具により記入した施設利用料提示書を提出したとき。
- コ 施設利用料提示書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- サ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(5) 結果の通知

開札結果は、企業団ホームページで選定事業者を公表します。

(6) その他

開札会場では、選定事業者、決定金額を発表します。

7 参加する者に必要な資格

- (1) 次の条件をすべて満たす法人又は複数の法人で構成するグループ（以下「グループ」という。）とする。ただし、グループの場合は、グループを構成する法人の中のいずれかの法人がすべての条件を満たすこと。

ア 日本国内において、過去に発電出力100kW以下の小水力発電設備の設置又は運営の実績を有すること、又は現在具体的に発電出力100kW以下の小水力発電施設の設置又は運営に着手又は計画していること。

イ 平成30・31年度「淡路広域水道企業団工事請負競争入札参加資格」又は「淡路広域水道企業団物品等競争入札参加資格」のいずれかを有すること。

なお、グループによる応募要件は次のとおりとする。

(ア) グループを構成する法人の中のいずれかの法人が「淡路広域水道企業団工事請負競争入札参加資格」又は「淡路広域水道企業団物品等競争入札参加資格」のいずれかを有すること。

(イ) グループを構成する法人の中から、あらかじめ代表企業を定め、応募及び事業に必要な諸手続等を一貫して担当すること。

(ウ) 代表者は、再エネ特措法第6条に規定する再生可能エネルギー発電設備の認定の申請者とする。

(エ) 原則として、提案施設の所有及び管理の主体を代表企業に一元化すること。

(オ) グループの構成員の役割分担を明確にすること。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。（グループで応募する場合は、その構成員の全てが該当しないこと。）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- イ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定により破産手続開始の申立てがなされている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- オ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納している者
- カ 淡路広域水道企業団指名停止基準要綱（平成 22 年 3 月 26 日）に基づく指名停止の措置を受けている者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等，その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（淡路広域水道企業団契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 25 年訓令第 3 号）第 8 条に該当する者）

#### 8 選定後の手続き

- (1) 企業団と選定事業者は，協議のうえ，小水力発電事業の実施に関する協定書を締結する。
- (2) 選定事業者は，小水力発電設備の設置について，企業団，電気事業者及び経済産業省等と協議を行い，必要な認定及び契約等の手続を行うこと。
- (3) 選定事業者は，前項の手続き終了後，企業団に対して行政財産使用許可の申請を行い，使用許可を受けた後，小水力発電設備の設置工事を行うこと。その際，企業団施設の管理・運用等に支障を及ぼさないよう，企業団及び関係事業者等と設置工事の日程等を事前に十分協議すること。

#### 9 その他

- (1) 本事業において使用する言語は，日本語とし，通貨単位は，日本円とする。
- (2) 募集の参加に要する費用は，選定事業者の負担とする。
- (3) 企業団が配布する資料等は，本募集に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (4) 参加申込書提出後，本募集の参加を辞退するときは，速やかに参加辞退届（様式 9）を提出すること。
- (5) 提出期限以降の提出書類の差し替え，訂正及び再提出は認めないものとする。
- (6) 別紙一覧

対象とする施設（淡路調整池）

別紙 1-1 位置図・別紙 1-2 平面図・別紙 1-3 断面図・別紙 1-4 局舎平面図

○：主分担

別表：予想されるリスクと責任分担

△：従分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			企業団	事業者	
共通	提案書の誤り	提案書の記載事項に重大な誤りがあるもの		○	
	第三者賠償	小水力発電設備に起因する騒音・振動・漏水等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	保険	施設の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスク保証する保険		○	
	事業の中止・延期		企業団の指示によるもの（事業者に起因する事象を除く）	○	
			発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
事業者の事業放棄、破棄によるもの				○	
設計段階	不可抗力	天災等による設計変更	○	○	
	物価	物価変動		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
建築段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価	物価変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による発電開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不具合（施工不良を含む）		○	
	一次的損害	発電開始前に工事目的等に関して生じた損害		○	
支払	支払い遅延・不能	許可使用量及び施設使用料の支払いが遅延する場合の事業継続不能		○	
	金利	市中金利の変動		○	
	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等，企業団の責めによる事業内容の変更	○		
	維持管理費の上昇	維持管理費の増大		○	
	発電水量の減少	発電に必要な送水量の著しい減少（一時的な変動を除く）	△	○	
	供給	小水力発電設備に起因する供給に対する傷害		○	
	施設損傷	小水力発電設備に係る事故・火災による水道施設又		○	

		は小水力発電設備の損傷		
		小水力発電設備に起因する水道施設への障害		○
		水道施設に起因する事故・火災による水道施設又は小水力発電設備の損傷	○	○
保証	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不具合による施設・設備への損害，水道施設運営・業務への障害		○

(様式1)

平成 年 月 日

淡路調整池小水力発電事業者応募申込書

淡路広域水道企業団企業長 宛

所在地  
代表者 商号又は名称  
代表者名 印  
【担当者】 所属  
氏名  
電話番号  
メールアドレス

淡路調整池小水力発電事業者募集への参加を申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件名 淡路調整池小水力発電事業者募集
- 2 提出書類（参加資格の確認書類）
  - (1) 本申込書
  - (2) 印鑑証明書(原本のみ)
  - (3) 登記事項証明書（登記簿謄本又は登記事項に関する「履歴事項全部証明書」）  
（写し可）
  - (4) 誓約書（様式2）
  - (5) 小水力発電設備設置若しくは運営に関する実績書（様式3）  
※グループで応募する場合または実績が複数ある場合、代表的なもの1件について提出してください。
  - (6) グループの概要、委任状及び使用印鑑届（グループで応募する場合のみ）（様式4）（様式5）  
※グループで応募する場合、提出書類（2）から（5）について構成員すべての書類を提出してください。

上記の事実確認のため、申込者の個人情報が警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

(様式2)

平成 年 月 日

誓約書

淡路広域水道企業団企業長 宛

所在地  
商号又は名称  
代表者名 印

淡路調整池小水力発電事業者募集参加申込書の提出にあたって、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が事実と相違する場合、契約解除や損害賠償請求等、企業団が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている。
- 5 地方税を滞納している。
- 6 淡路広域水道企業団指名停止基準要綱（平成22年3月26日）に基づく指名停止の措置を受けている。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している（淡路広域水道企業団契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成25年訓令第3号）第8条に該当する）。

※ グループで応募する場合、構成員全てが各1通作成して提出してください。

(様式3)

小水力発電設備設置若しくは運営に関する実績書

小水力発電設備の設置又は運営の実績，又は現在具体的に設置又は運営に着手又は計画している施設（発電所については運営している施設）について記載

実績を有する企業の商号又は名称	
施設名称	
発電出力	
施設所在地	
発注機関名	
施工，業務期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
受注形態	単独 ・ 複数  (複数の企業等で受注の場合は，役割分担を記載してください。)
契約内容	(主な内容を記載してください。)

備考

1. 上記の実績を有していることを証する書類（経済産業省の設備認定に関する書類，電気事業者との需給契約書等，小水力発電建設等の契約書の写し等）を添付すること。  
なお，発電所については，発電所認可等に関する書類を添付すること。
2. 運営のみの計画又は実績の場合は，業務期間欄に当該期間を記載すること。

(様式4)

グループの概要

複数の企業等で構成するグループにより応募します。代表企業及び代表企業以外の企業の商号又は名称等は以下に示すとおりです。

(代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者氏名 ○印

本事業における役割

(代表企業以外)

所在地

商号又は名称

代表者氏名 ○印

本事業における役割

(代表企業以外)

所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

本事業における役割

※適宜, 行等を追加してください。

(様式5)

平成 年 月 日

淡路広域水道企業団企業長 宛

委任状及び使用印鑑届

グループ

代表企業体 所 在  
商号または名称  
代表者氏名 印

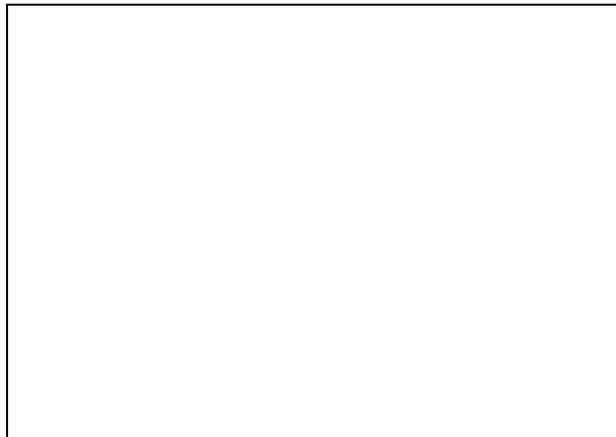
代表企業体以外 所 在  
商号または名称  
代表者氏名 印

代表企業体以外 所 在  
商号または名称  
代表者氏名 印

※適宜、行等を追加し、ご使用ください。

私共は、上記のグループの代表者を代理人と定め、当グループが在続する間、契約の締結及び履行並びに施設利用料の納付等に係る一切の権限を委託するとともに、上記のグループの印鑑として下記の印鑑を使用したく、届け出をします。

使用印



(様式6)

平成 年 月 日

淡路調整池小水力発電事業者募集現地見学申込書

淡路広域水道企業団企業長 宛

以下のとおり現地見学への参加を申し込みます。

淡路調整池 平成 30 年 9 月 4 日(火) 午前 10 時から 又は 午後 2 時から

代表企業名	
所 属	
担当者名	
参加者名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

※ グループで参加する場合は、代表者が取りまとめのうえ申し込んでください。

(様式7)

平成 年 月 日

質疑書

淡路広域水道企業団企業長宛

提出者	代表企業名	
	所 属	
	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	電子メールアドレス	

No.	頁	項目	質疑内容

※ 質疑内容は、簡潔かつ具体的に記入してください。

(様式8)

平成 年 月 日

施設利用料提示書

淡路広域水道企業団企業長 宛

所在地  
代表者 商号又は名称  
代表者名 印

淡路調整池小水力発電事業の発電期間中の施設利用料として、下記の金額を提示します。

淡路広域水道企業団へ支払う 施設利用料	円/kWh (消費税及び地方消費税を除く、10 銭単位)
------------------------	---------------------------------

※ 金額はアラビア数字で明瞭に記載してください。

(様式9)

平成 年 月 日

参加辞退届

淡路広域水道企業団企業長 宛

代表者

所在地

商号又は名称

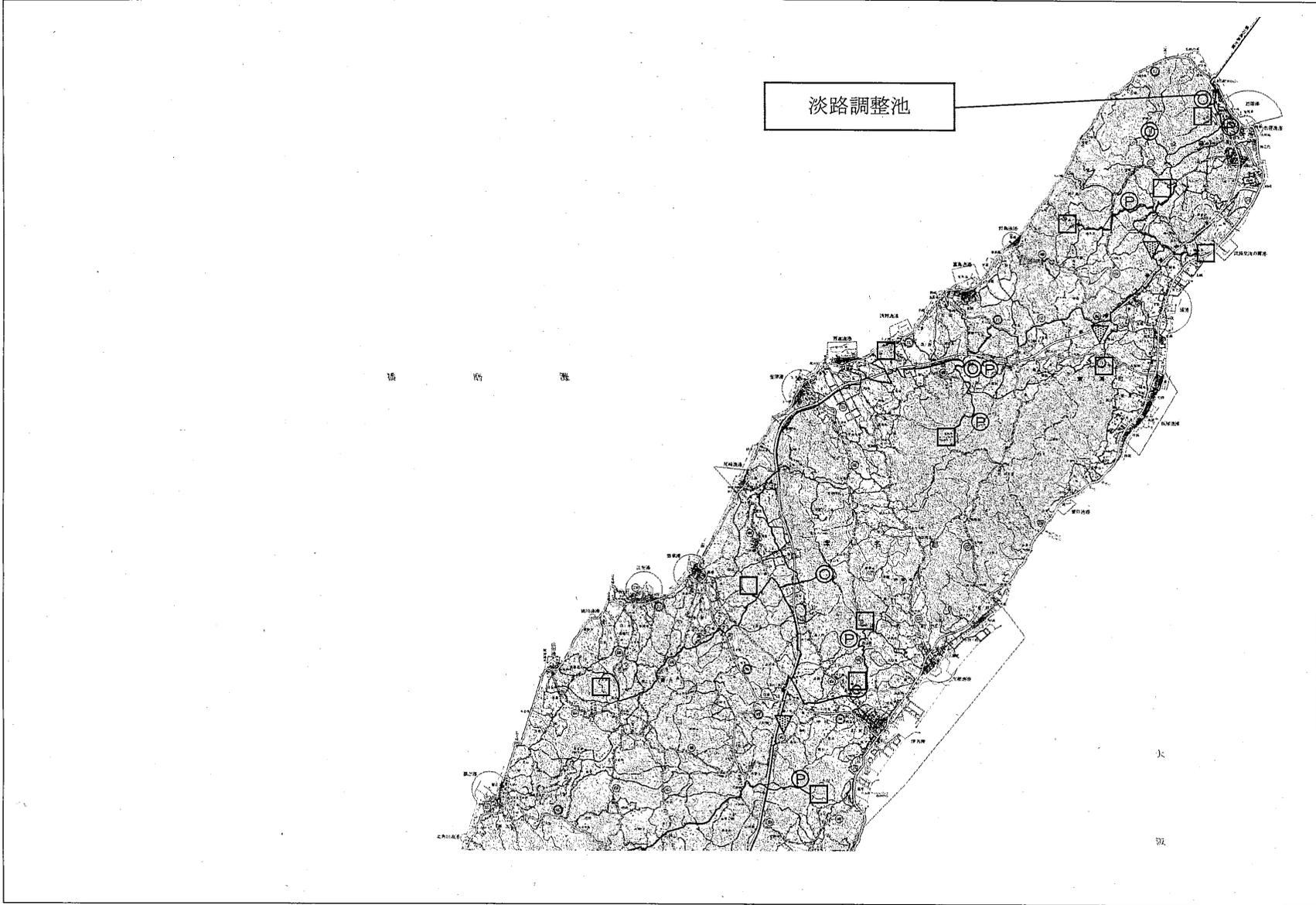
代表者名

印

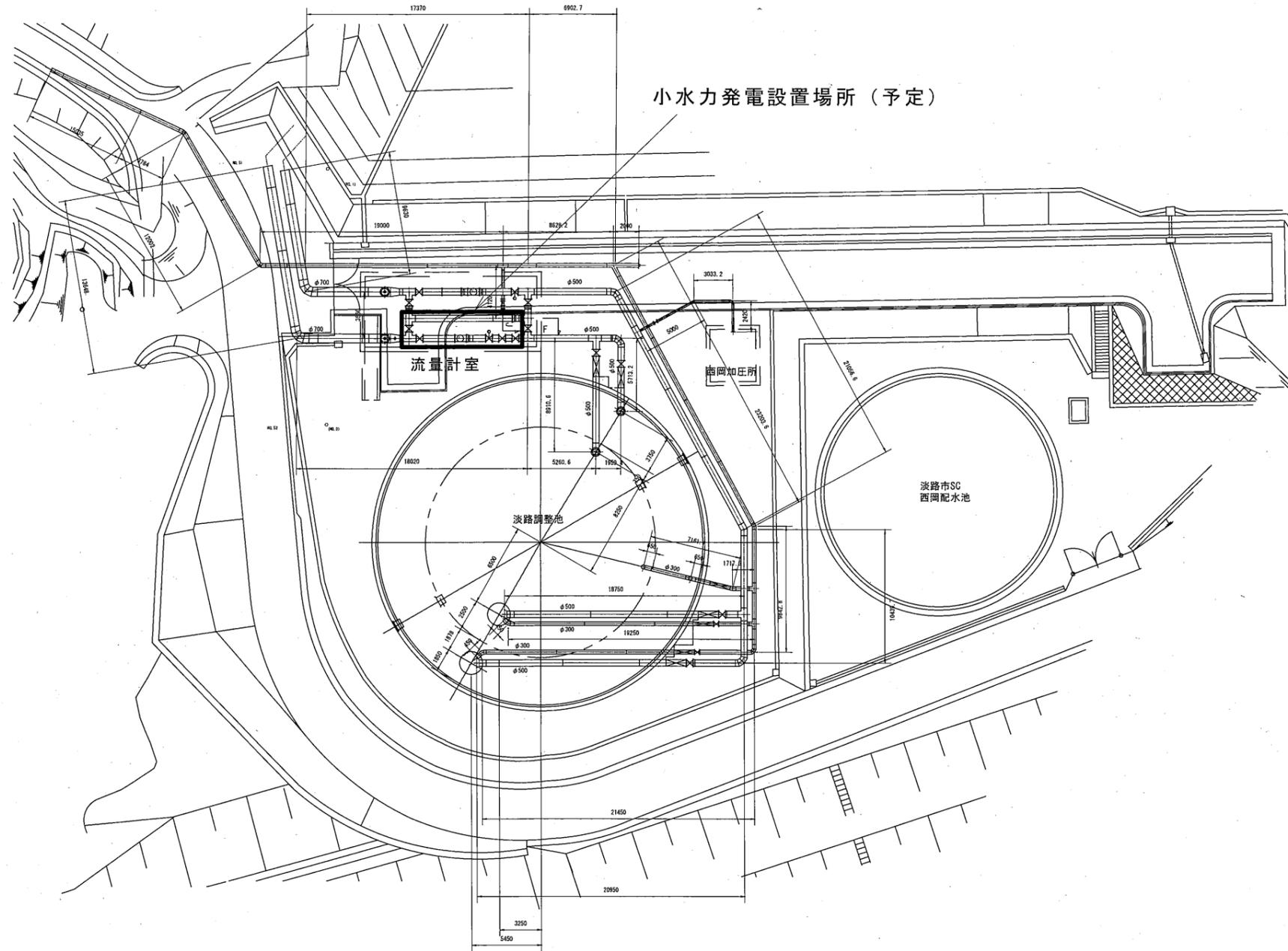
淡路調整池小水力発電事業について、下記の理由により参加を辞退します。

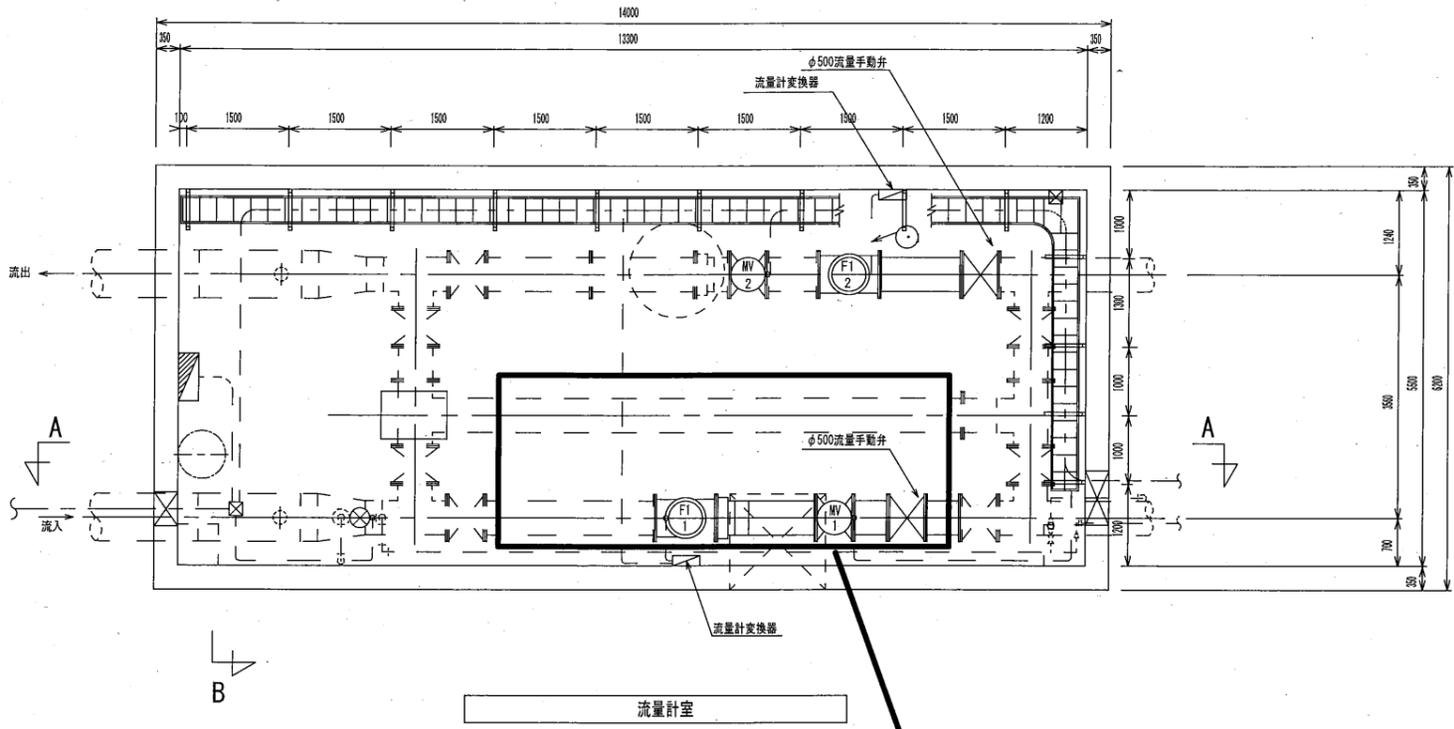
(理由)

※ 辞退届は、工務課まで持参又は郵送してください。郵送の場合は書留郵便としてください。

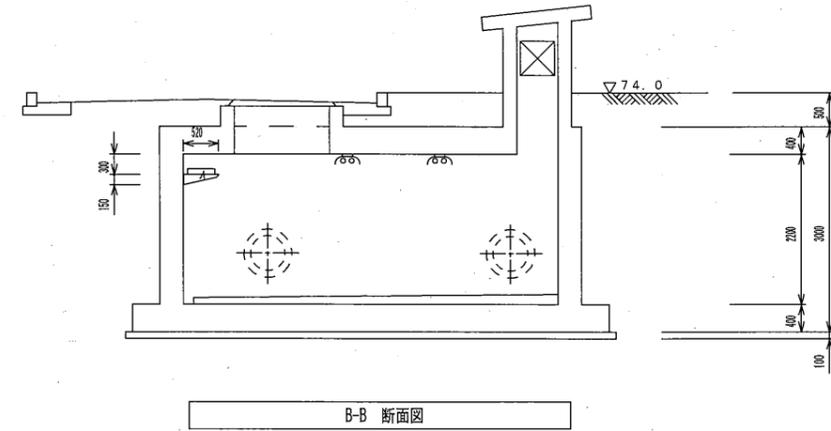
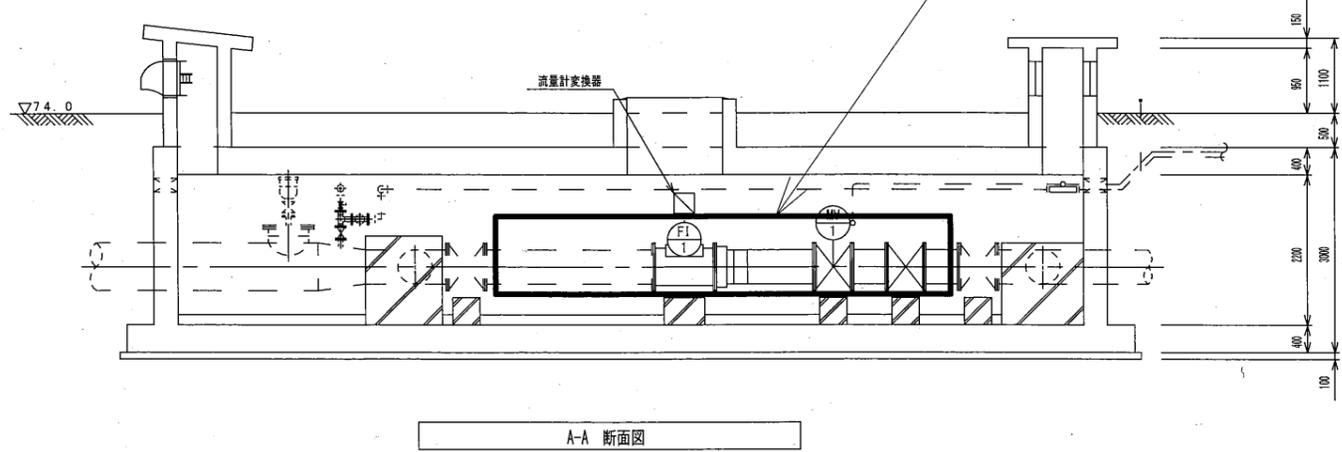


別紙 1-1





小水力発電設置場所 (予定)



別紙1-4

局舎 平面図 S=1/50

